

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師
及び柔道整復師等の広告に関する検討会
スケジュールについて（案）

第1回 平成30年5月10日

○検討会の開催について

○広告に関する現状と課題について

第2回

第3回

ガイドラインの作成について

（1～2か月に一度開催し、論点について議論）

第4回

第5回

広告可能事項の見直しについて

（1～2か月に一度開催し、論点について議論）

第6回 平成30年末目処

○ 広告可能事項の見直し案、ガイドライン案とりまとめ

平成31年度施行

平成32年度より取締強化（周知期間：1年程度）